**訪問介護相当サービス基準人員確認表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記入年月日 | 　　 年　 　月　　 日 |  |
| 事業所名 |  |

□　留意事項

チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

**チェック項目**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　訪問介護員の員数・資格 | **前月の人数は常勤換算方式で2.5名以上か。**常勤換算数の算出方法は以下の通りA　非常勤従業者の週平均の勤務時間の合計（　　　時間）B　常勤の従業者が1週間の間に勤務すべき時間数（　　　時間）C　A÷B＝（　　人）小数点第二位以下切り捨て常勤換算数＝常勤の従業者の人数＋C＝　(　　人)　※常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、週32時間を下回る場合は32時間とする※「育児・介護休業法」の短縮措置が講じられている者については、30時間として取扱い可能。 **サービスの提供は、当該事業所の訪問介護員等の資格を有する従業者が行っているか。(下表に前月分の人数記載の上チェック)**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **勤務形態****資格** | **常勤** | **非常勤(人)※登録型は(　)内に内数記載** |
| **専従** | **兼務** | **専従** | **兼務** |
| **介護福祉士** |  |  | **(　)** |  |
| **実務者研修修了者** |  |  | **(　)** |  |
| **旧訪問介護員1級** |  |  | **(　)** |  |
| **旧訪問介護員2級** |  |  | **( )** |  |
| **介護職員初任者研修修了者** |  |  | **(　)** |  |
| **旧介護職員基礎研修修了者** |  |  | **(　)** |  |
| **看護師** |  |  | **(　)** |  |
| **准看護師** |  |  | **(　)** |  |
| **生活援助従事者研修修了者** |  |  | **(　)** |  |
| **合計** |  |  |  |  |

 | □□ | □□ | 老企第25号3-1-1-(1)①②府基準７ |
| ２　サービス提供責任者の員数・資格 | **前３月の利用者の数の平均※(左の項目欄に記入)が****40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としているか。(下表参照)**・サービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって専ら指定訪問介護の職務に従事するものを充てなければならない。※指定訪問介護の提供に支障が無い場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。・サービス提供責任者が１人を超える場合は、１人分のみの常勤換算が可能。・非常勤のサービス提供責任者の当該事業所における勤務時間は、当該事業所における常勤の従業員が勤務すべき時間数の１／２以上であること。 | □ | □ | 老企第25号3-1-1-(2)①②③④府基準7府規則3～5 |
| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| ※前３月の利用者数の平均　月　　人　月　　人　月　　人 | ・配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を40で除していられた数(小数第一位に切り上げた数)以上とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の数 | 置かなければならない常勤のサービス提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数 |
| 40人以下 | １ | １ |
| 40人超80人以下 | ２ | １ |
| 80人超120人以下 | ３ | ２ |
| 20人超160人以下 | ４ | ３ |
| 160 人超200人以下 | ５ | ４ |
| 200人超240人以下 | ６ | ４ |

※以下の要件を満たす場合には、利用者50人につき1人とすることができる。・常勤のサービス提供責任者を3名以上配置。・サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置。・サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合。**資格は適切か。(人数記載の上、該当する資格の左の枠に「〇」を記載、チェック)**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **人****(常勤　人、非常勤　人)** |  | **介護福祉士** |
|  | **実務者研修修了者** |
|  | **旧ヘルパー1級、看護師・准看護師** |
|  | **旧介護職員基礎研修修了者** |

**サービス提供責任者の増員・減員又は交代があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。** | □□ | □□ | 法75則131 |
| ３　同一の事業所において一体的に運営される事業 | **一体的に運営される事業を含めて基準を満たしているか。**※　指定訪問介護の事業と第一号訪問事業（旧介護予防相当事業に限る）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなす。・ 訪問介護員は常勤換算方法で2.5人以上配置していることで、訪問介護も、第一号訪問事業も双方の基準を満たす。・ サービス提供責任者は、訪問介護又は第一号訪問事業の利用者の合計に対して基準を満たす必要がある。※　旧介護予防相当事業以外の第一号訪問事業（緩和した基準によるサービス（訪問型サービスＡ）等）と同一の事業所において一体的に運営されている場合は、介護給付の基準を満たしたうえで、市町村の定める必要数を配置することが必要。 | □ | □ | 老企第25号第2-3府基準7 |
| ４　管 理 者 | **常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。職務を兼務している場合は、次のとおりで、管理業務に支障がないか。**1. 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合
2. 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該事業所の管理業務に支障がない場合、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合もある。）

**兼務状況(事業所名：　　　　　　　　　　　　　　　)(職種名：　　　　　　)** | □ | □ | 介基準6老企第25号3-1-1-(3)①②府基準8 |
| **管理者の交代があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。** | □ | □ | 法75則131 |